

日サ協第 130038 号
2013 年 6 月 25 日

関係各位

公益財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）から 2013 年 6 月付回状 1362 号をもって 2013/14 年の競技規則改正について通達されました。下記のとおり日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、これらの改正等は、国際的には 7 月 1 日から有効となりますが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、例年どおり 7 月 1 日以降のしかるべき日(遅くとも 8 月中)から施行することとします。

2013/14 年競技規則の改正について

第 127 回国際サッカー評議会（IFAB）年次総会が 2013 年 3 月 2 日にスコットランドのエジンバラで開催された。この総会において競技規則の改正が承認され、以下のとおり、様々な指示および方向性が示された。

競技規則の改正および評議会の決定

1. 第 11 条 — オフサイド 競技規則の解釈

“相手競技者に干渉する/その位置にいることによって利益を得る” についての議論
(FIFA からの提案)

現在の文章	新しい文章
“第11 条-オフサイド” の考え方により、次の定義が適用される (...) □“プレーに干渉する” とは、味方競技者がパスした、または味方競技者が触れたボールをプレーする、あるいはこれに触れることを意味する。 □“相手競技者に干渉する” とは、明らかに相手競技者の視線を遮る、相手競技者の動きを妨げる、しぐさや動きで相手競技者を惑わす、または混乱させると主審が判断し、それによって相手競技者がボールをプレーするまたはプレーする可能性を妨げることを意味する。	“第11 条-オフサイド” の考え方により、次の定義が適用される (...) □“プレーに干渉する” とは、味方競技者がパスした、または味方競技者が触れたボールをプレーする、あるいはこれに触れることを意味する。 □“相手競技者に干渉する” とは、明らかに相手競技者の視線を遮る、またはボールへ向う相手競技者にチャレンジすることによって、相手競技者がボールをプレーするまたはプレーする可能性を妨げることを意味する。

現在の文章	新しい文章
“その位置にいることによって利益を得る”とは、既にオフサイドポジションにいて、ゴールポストやクロスバーからはね返ってきたボールをプレーすること、または既にオフサイドポジションにいて、相手競技者からはね返ってきたボールをプレーすることを意味する。	“その位置にいることによって利益を得る”とは、次のようにボールをプレーすることを意味する。 (i) ゴールポストやクロスバー、または相手競技者からはね返った、またはそれらに当たって方向が変わってきたボールを、既にオフサイドポジションにいる競技者がプレーすること。 (ii) 相手競技者が意図的にセーブして、はね返った、方向が変わってきた、またはプレーしたボールを、既にオフサイドポジションにいる競技者がプレーすること。 相手競技者が意図的にプレーした（意図的なセーブは除く）ボールを、既にオフサイドポジションにいる競技者が受けたとしても、その位置にいることによって利益を得たとは判断しない。

理 由

現在の表現ではあまりに解釈に幅があり過ぎ、また十分に的確とは言えず、多くの議論を引き起こしている。新たな表現は、実際の試合の状況により即したもので、ボールがはね返った場合、方向が変わった場合、あるいは意図的にセーブされた状況に関しての混乱を排除することになる。

<日本協会の解説>

今回の改正は条文の変更はないが、FIFAのタスクフォース Football 2014で議題とされていた“オフサイドの解釈の検討”を受けて、より具体的で明確なものが示されることになった。

“相手競技者に干渉する”という新しい文章は、表現を簡潔にしたものであり、その解釈や適用については現行通りで変わることはない。

“その位置にいて利益を得る”ことの解釈では、

(i) ゴールポストやクロスバー、相手競技者からはね返った、またはそれらに当たって方向が変わってきたボールをプレーした場合

(ii) 相手競技者により意図的にセーブされたボールをプレーした場合

と、試合の状況によって2つに分けた文章となったが、どちらの場合も既にオフサイドポジションにいる競技者がプレーした場合にはその位置にいて利益を得たことによりオフサイドとなり、現行と変わることはない。

また、守備側競技者が意図的にプレーした場合（それが思いどおりのプレーではなかったとしても）、そのボールを既にオフサイドポジションにいる攻撃側競技者が受けたケースでは利益を得たという判断をしないことが示された。これは改正理由にあるように、解釈の幅を狭めて、より明確にすることを意味していると考えられるが、現行の日本での解釈や適用についても、一部修正が求められることになる。

その他の IFAB の決定

1. ゴールライン・テクノロジー（GLT）

（FIFA からの提案）

競技会での GLT 使用にあたっては、その競技会の主催者が判断すべきであると決定された。どちらか一方のチームに有利になるものではないので、スタジアムに GLT 設備が完備されている場合は使用することが可能であるという合意が得られた。

2. 追加副審

（FIFA からの提案）

2012 年 10 月に行われた年次総会で承認されたように、追加副審（2012 年 10 月 25 日付、回状 1322 号、参照）に関する新しい文章は、2013/2014 年版競技規則へ記載される。

施行

競技規則に関する本年の国際サッカー評議会の決定は、大陸連盟およびメンバー協会において、2013 年 7 月 1 日から拘束力あるものとなる。しかし、現在のシーズンが 7 月 1 日までに終了しない大陸連盟およびメンバー協会については、今回採用された競技規則の変更導入を次のシーズン開始前まで遅らせてもよい。

国際サッカー連盟 事務局長代理
マルクス カットナー Markus Kattner

写し送付： FIFA 理事、FIFA 審判委員会、大陸連盟